

新宿区議会議員選挙 4月26日(日) 午前7時～午後8時

投票日当日に投票所に行けない方は期日前投票ができます。
投票日当日とは異なり、いずれの期日前投票所でも投票できます。

【日時】4月20日(月)～25日(土)午前8時30分～午後8時
【期日前投票所設置場所】区役所第1分庁舎1階ロビー・各特別出張所(10か所)
【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階)☎(5273)3740へ。

※「広報しんじゅく」新宿区議会議員選挙特集号を、本日4月5日の日刊6紙(朝日・産経・東京・日経・毎日・読売)朝刊に折り込んでいます。



古典落語
柳家 小三治さん
(高田馬場4丁目在住)

柳家 小三治さんを 名誉区民として顕彰

社会文化の興隆に対する優れた功績は新宿区の誇りであり、名誉区民にふさわしいとして、平成27年第1回区議会定例会で区議会の同意を得て顕彰しました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505へ。

昭和14年、東京都生まれ。高校卒業後、昭和34年に五代目柳家小三治(重要無形文化財「古典落語」(各個認定)保持者)に入門し、柳家小たけの名で前座修業を始めました。
昭和38年、二つ目に昇進し、柳家さん治と改名して精進を重ねました。昭和44年には真打ちに昇進し、柳家一門の由緒ある名跡・十代目柳家小三治を襲名しました。
その後も芸に磨きをかけ、昭和51年に日本放送演芸大賞、昭和56年に芸術選奨文部大臣新人賞を受賞しました。
さらに、平成16年に芸術選奨文部科学大臣賞、平成17年に紫綬褒章、平成26年に旭日小綬章を受賞したほか、平成26年には重要無形文化財保持者(人間国宝)に認定されました。
巧みな人物・情景描写に基づきつつ、ひょうひょうとした味わいの中に自然なおかしみを醸し出す芸は、江戸の滑稽

生活を立て直したい

仕事や家計に関する相談がしたい

経済的に困っているがどこに相談してよいかわからない

4月から 生活困窮者の支援制度が始まりました 生活支援相談窓口へご相談ください

ハローワークとの一体的な就労支援
すぐに仕事に就くことができ、ハローワークと連携して就労を支援します。
住居確保給付金の支給
離職等により住居を失った方や失うおそれがある方

相談窓口の支援内容
一人一人の状況に応じた自立支援計画を作成し、問題解決に向けて継続的に相談をお受けするとともに、関係機関とも連携しながら支援していきます。

【相談先】
福祉部生活支援相談窓口
(第2分庁舎3階)
☎(5273)3853
☎(3202)8171

社会福祉士等の資格を持った相談支援員が、生活や就労に関するさまざまな相談に柔軟に対応します。

学習支援
生活が困窮している世帯の中学生が、高校に進学できるよう支援します。
※住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援には、資産・収入に関する要件があります。
※窓口での相談を希望する方は、なるべく事前に電話でご連絡ください。

一時生活支援
住居のない方に一定期間、宿泊場所や食事を提供します。
家計相談支援
家計に問題を抱える方に、家計管理に関する相談、債務整理、貸付のあっせん等の支援をします。

就労準備支援
すぐに就労することが困難な方に、日常生活や社会的自立のための訓練等の支援をします。

器具の種類

小 転倒防止板
家具の前下部に挟み込みます



家具転倒防止効果
家具と天井の間に設置します



大 ベルト式金具
L字型金具
家具と壁をベルト等でつないでねじ止めします



※突っ張り棒・ベルト式金具の設置には、天井・壁に十分な強度が必要です

4月から
●器具取り付けの点数制限をなくし、何回でも利用できるようにしました。
●26年度までに調査・取り付け事業を利用したことがある方も、再度利用できるようにしました。

区では、専門業者をご自宅に派遣し、設置場所に適した器具や取り付け方法を相談・調査した上で、無料で器具の取り付けを行っています。

器具の取り付け方法が適切でないと、転倒防止の効果が小さくなってしまう可能性があります。区の支援事業を、ぜひご利用ください。

【対象】区内在住の方
【対象となる家具】タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ
※住宅部分にある家具で、区の指定器具で取り付け可能なものに限り、費用は利用者負担。
【費用】器具の購入は利用者負担。

区が派遣する専門業者から購入するか、事前に準備してください。
※天井や壁の補強工事が必要な場合の費用は利用者負担

【申込み】所定の申請書を郵送・ファックスまたは直接、危機管理課・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。
※毎月25日までに受け付けた申請分について、翌月5日ごろまでに決定通知書をお送りします。その後、訪問日等を調整するため、業者から電話連絡します。

【名簿の登録対象】
▼75歳以上のみの世帯
▼介護保険の「要介護3」以上
▼認知症の方
▼障害のある方
▼難病等で特別な医療ケアを受けている方ほか
※名簿への登録について詳しくは、地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階)☎(5273)4080・☎(3209)9948へ。

家具転倒防止器具の訪問調査と取り付け(無料)
専門業者が相談をお受けします

災害時要援護者名簿に登録している方
生活保護を受けている方
家具転倒防止器具(5点まで)を無料で配布し、取り付けも行っています(無料配布は1回のみ)。
★災害時の避難等に支援が必要な方を事前に把握するため、本人の申し出により、災害時要援護者名簿を作成しています(登録者から優先的に救出する名簿ではありません)。

家具の転倒防止対策を支援しています

6月1日(月)～7月5日(日)

初夏の大商業まつり

参加店も募集中

区と新宿区商店会連合会では、商店街の活性化のため、区内の商店街で買い物やサービスを利用した方に、抽選で1万円相当の商品など総額6,950万円の景品が当たるキャンペーンを実施します。詳しくは、「広報しんじゅく」5月15日号でお知らせする予定です。

【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701へ。

商店会に加入していない商店の方へ

初夏の大商業まつりに参加しませんか

区内のいずれかの商店会に加入いただくか、新宿区商店会連合会事務局に申し込みをするとキャンペーンに参加できます。詳しくは、お問い合わせください。

【申込み】4月15日(水)までに新宿区商店会連合会事務局 ☎(3344)3130へ。